

令和3年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年3月1日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和3年3月1日	12時14分	議長	品川義則	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
出席並びに	2番	天本勉	出	9番	重松一徳	出
欠席議員	3番	松石健児	出	10番	鳥飼勝美	出
出席12名	4番	大久保由美子	出	11番	大山勝代	出
欠席0名	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	栗野久明	出	13番	品川義則	出
会議録署名議員	6番	栗野久明		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	柳島一清		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	井上信治		
	教育長	柴田昌範	定住促進課長	亀山博史		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	平野裕志	会計管理者	酒井智明		
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住民課長	毛利博司	こども課保育園長	佐藤定行		
	健康増進課長	中牟田文明	産業振興課参事	山本賢子		
	福祉課長	吉田茂喜	まちづくり課図書館長	城本直子		
こども課長	今泉雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第5		一般行政報告
日程第6		教育行政報告 提案理由説明
日程第7	議案第1号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について
日程第8	議案第2号	基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第3号	基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改 正について
日程第10	議案第4号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	議案第5号	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
日程第12	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度基山町一 般会計補正予算(第8号))
日程第13	議案第6号	令和2年度基山町一般会計補正予算(第9号)
日程第14	議案第7号	令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
日程第15	議案第8号	令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第9号	令和2年度基山町下水道事業会計補正予算(第5号)
日程第17	議案第10号	令和3年度基山町一般会計予算
日程第18	議案第11号	令和3年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第19	議案第12号	令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第13号	令和3年度基山町下水道事業会計予算
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第23	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第24		予算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和3年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、栗野久明議員と河野保久議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から19日までの
19日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規
定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほど
お目通しをお願いします。

次に、定期監査について報告します。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、同条第9
項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、
後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和2年12月22日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、栗野議員、大久保議員が出席しました。

次に、令和3年1月15日に佐賀県町村議会議長会議及び政策研究委員会が開催され、議長が出席しました。政策研究会では佐賀県男女参画・こども局こども家庭課の塚原弘幸課長を講師に迎え、「フィンランドのネウボラに学ぶママとのつながり強化について」と、佐賀県政策部防災航空センターの宮地誠所長を講師に迎え「佐賀県消防防災ヘリコプターの導入について」を演題に講演がありました。

次に、令和3年2月5日に令和3年第1回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和3年2月8日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、栗野議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、松石信男議員が出席しました。

次に、令和3年2月15日に佐賀県町村議会議長会定例総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和3年2月18日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、松石健児議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（品川義則君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了いたしましたので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1)基山町消防団の現状と課題について（令和3年2月5日）基山町消防団との意見交換を行いました。

2 調査結果

最初に、総務企画課から資料に基づき、基山町消防団の概要の説明を受けました。沿革としては、昭和23年に町条例で設置。平成5年に鳥栖・三養基地区で初めて女性部を結成。平成28年に支援団員制度を導入。組織編成としては、本部と担当区域を定めた8つの部と基山町全域の女性部がある。団員の定数は197人で、実数は支援団員13人を含め189人、加入割合は95.9%である。団員の平均年齢は高く、退団の目安となっている35歳以上が82人で43.4%と上昇傾向にあるとのことでした。

概要説明後、消防委員・消防団長・副団長・各部部长と消防団の現状について意見交換を行い、次のような意見が上がりました。

(1)新規入団員がいないので、現団員が退団しづらい。

(2)勧誘訪問を行っても、日頃のつながりが薄く、承諾してもらえない。

(3)広報活動としてチラシを配布したが、効果がなかった。

(4)1・2・4・6区は対象者がほとんどいない。

(5)住宅が増えている地域は、どこに対象者がいるのか分からない。また、消防団に対しての認識が薄い。

(6)部によっては、火災発生時に消防車両が出動できるかどうか危惧している。

そこで、各意見を踏まえ、意見交換を進めていく中で次のような課題が上がりました。

ア、消防団の存在と活動をもっと町民に知ってもらうこと。

イ、団員確保はそれぞれの部に任せるのではなく、町全域で考えてほしい。

ウ、部の再編成について、例えば5部と9部の合併はできないか。

エ、再編成をした場合、実際の火災発生時の消火活動に支障はないか。

オ、仮に定数を減らした場合、消防団活動に支障はないのか。

今回の意見交換で、各部長からは団員勧誘に大変苦慮している現状がうかがえました。また、消火活動は地域で担うという消防団員としての責務を果たそうとする意気込みも感じられました。

当委員会として、消防行政においては現状の条例改正も視野に入れ、消防団員の確保やそのための広報活動、さらに、再編成の可能性のある部については各行政区及び関係機関との協議を進めていくよう提案いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査期日及び調査事項 令和3年1月27日（水）

(1)交通安全施設について

(2)防犯対策設備について

両件とも概要説明を受け、現地視察を行いました。

2 調査結果

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下においては、事件、事故発生がふだん以上に深刻化するのではないかとの観点から、けやき台地区と長野地区内の道路及び防犯カメラ設置場所である基山駅前の現地視察を行った。

(1)交通安全施設について

町道白坂久保田2号線は、令和2年4月の開通に際し、速度規制、駐車禁止などの道路標識設置や街路樹伐採を実施している。基山パーキングエリア周辺の町道三国・丸林線などの道路整備完了が令和5年度末になっており、今後さらなる交通量増加が予測されるため、けやき台の一灯点滅式信号機付近の現地確認を行った。

けやき台周辺の交通事故防止のために町としてどのような対策を行っているのかとたざしたところ、定周期信号機への変更を佐賀県警察本部に要請するために交通量調査をし、継続した要望活動支援と町でできる限りの対策を全て行っているとの説明を受けた。

当委員会としては、事故が発生しないための手段として、三灯の定周期信号機の早期設置に向けて取り組むことと、設置に至るまでの期間の安全対策強化を図るよう提案した。

次に、長野地区の町道長野2号線沿いの現地確認を行った。通学路でありコミュニティバスの路線でもあるが、幅員が4メートル程度と狭く、道路脇に水路があり歩行者の安全確保が求められるため、国の交付金を受けて水路の蓋かけ、区画線・カラー舗装の設置を行う計画であるとの説明を受けた。また、町内には他にも危険箇所改善の要望があり、優先順位をつけて実施していきたいとのことであった。

当委員会としては、町道整備計画を早期に作成するとともに、整備に際し地元住民への丁寧な説明を行うよう提案した。また、警察、教育関係者等と連携を取り、優先順位を明確にして、国県の補助の有無にかかわらず、年次ごとに計画的に実施する公共事業と緊急性の高い危険箇所の使い分けを明確にするよう提案した。

(2)防犯対策設備について

町内には本年度設置予定の32台を含め104台の防犯カメラが設置されており、令和3年度で主要箇所の整備が完了する。防犯カメラの画像データは警察以外には提供していないとの説明を受け、基山駅前に設置された防犯カメラの画像管理運用方法の確認を行った。

当委員会としては、今後も必要な箇所があれば設置し、現在稼働している防犯カメラ設置による「犯罪抑止力」を高めるための「カメラ作動中」などの表示箇所を増やし、駅前の長時間駐車対策等にも活用するよう提案した。あわせて、防犯カメラ映像データの情報の取扱いには十分注意するよう提案した。

以上で厚生産業常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（品川義則君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、令和3年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」外3件、事務組合同約変更案件が「佐賀縣市町総合事務組合同約の変更について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度基山町一般会計補正予算（第8号））」、補正予算案件が「令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）」外3件、当初予算案件が「令和3年度基山町一般会計予算」外3件、諮問案件が「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」外1件となっております。また、報告事項として「基山町土地開発公社の事業報告について」をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、年末から年始にかけて東京を中心とした首都圏で新規感染者数が急増したことから、1月7日に東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に緊急事態が宣言されました。その後、大都市においても感染が広がったことから、緊急事態宣言の対象区域に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、栃木、福岡の7府県が追加されました。期間につきましては1月8日から2月7日とされておりましたが、新規感染者数は全体として減少傾向になりましたが、医療体制が依然逼迫していることから、栃木県を除く10都府県については期間を3月7日まで延長されました。現在は、新規感染者数及び病床使用率が減少している状況となったため、首都圏の1都3県を除く地域につきましては、2月末で緊急事態宣言が前倒しで解除されております。

佐賀県では、年明けまでは感染者が一桁という日が続いていましたが、1月中旬頃から30人を超える感染者数となったことから、1月18日に「医療環境を守るための非常警戒措置」が実施されました。その後、新規感染者数が減少するとともに病床使用率が20%を下回ったことから、2月5日をもって非常警戒措置が解除され、2月14日は56日ぶりに新規感染者数がゼロとなっています。佐賀県では、佐賀方式による感染経路特定のため幅広い調査の実施や迅速な収容等の感染防止策が講じられており、感染拡大が押さえ込まれている状況となっております。

本町では、年明けから新規感染者数が増加傾向となったため、1月15日の基山町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、町民会館等の公共施設の利用制限を決定し、1月16日から実施しております。新規感染者数につきましては、1月29日以降は確認されておられません。

町民の皆様方には今後も気を緩めることなく、3密を避けていただくとともに、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用を守っていただくなど、徹底した感染防止対策をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

医療従事者に対するワクチンの先行接種が2月17日から国内で始まりました。また、佐賀県で3月中旬から行われる医療従事者への優先接種につきましては、医師会や市町などで調整され準備を進められています。

本町では、ワクチン接種はまずは年度年齢65歳以上の高齢者へ4月中旬以降に始まる予定となっています。その後、基礎疾患のある方などから順次接種していきます。ワクチン接種につきましては個別接種及び集団接種により行うこととしており、個別接種は町内7医療機関、集団接種はきやま鹿毛医院により実施することで調整し、準備しているところです。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

ひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の対象児童1人当たり1万円を支給いたします「児童扶養手当世帯支援給付金」につきましては、1回目が125世帯、195人の児童を対象として195万円支給いたしました。2回目につきましては、今議会により御承認いただき、4月に支給する予定となっております。

子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を給付いたします「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、1月末現在、1,266世帯、2,274人の方に2,274万円を支給しています。

特別定額給付金の対象にならない4月28日から年度末までに生まれたお子様に5万円を支給いたします「新生児特別定額給付金」につきましては、1月末現在、83人の方に415万円を支給しています。

住民税非課税世帯や一人暮らし高齢者世帯などの支援をするため1世帯当たり2万円、中学生以下のお子様がいる世帯には3万円を支給いたします「生活支援特別給付金」につきましては、1月末現在、1,827世帯の方に3,840万円支給しています。このうち、中学生以下のお子様がいる世帯が186世帯となっています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業者等支援についてでございます。

経済的影響が大きい小規模事業者への「中小企業者事業継続緊急支援金」につきましては、2月末現在で1回目給付が事業者184件、総額2,442万3,000円、2回目給付が93件、総額1,200万8,000円、3回目給付が18件、総額228万7,000円の交付を行っているところです。

また、本町で認定を行っております中小企業信用保険法に基づく保証制度につきましては、2月末現在でセーフティネット保証4号認定が211件、セーフティネット保証5号認定が44件、危機関連保証認定が16件となっています。

消費喚起による経済活性化を目的に取り組んでいるプレミアム付商品券につきましては、1月末で販売及び使用期限が終了しました。最終販売額は額面で2億109万6,000円となっており、飲食店応援型が若干残りしましたが、消費喚起型商品券及び小規模事業者応援型商品券

は早期完売となり目的を達成することができました。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月8日に開催され、令和3年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出予算等について、全7議案が審議され原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和3年度歳入歳出予算等について、全5議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、消防防災関係についてでございます。

消防団出初式を1月11日に基山町総合体育館で開催しました。

また、2月28日に、第2区において土砂災害を想定した避難訓練を実施しました。当日は避難訓練とハザードマップの説明を行い、住民の方への防災に関する意識の高揚を図ることができました。これは昨日のことだったのですけれども、ここには書いておりませんが、ドローンにやはりすごく住民の皆さん関心があつて、そういうのは非常にいいことかなというふうに、昨日は2台のドローンを駆使していろいろな形をやりましたけれども、それは非常に印象に残っているところでございます。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「基山定住サプライズプロジェクト」の一環として行っております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、申請件数が56件となっており、今年度の募集は終了しています。

少子化対策として一昨年から実施しています「結婚新生活支援補助金」の2月末現在の申請受付状況は6件となっております。

移住体験住宅につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響もあり、2月末現在の利用件数は、宮浦体験住宅4件、小倉体験住宅3件となっております。

次に、産業振興関係についてでございます。

1月12日に「合同就職相談会と工場見学会」が、基山町生涯現役促進地域連絡協議会の主催により開催されました。当日は町内7事業者の各ブースでミドルシニアの参加者が熱心に話を聞かれている様子でした。今後とも、地元企業と求職者とのマッチングを図るため、無料職業紹介所との連携により、生涯現役社会の実現を支援してまいります。

また、11月9日から7回にわたり実施された「創業支援セミナー」では、15名の方が参加され、講師から創業への心構えや運営に関する税務・経理、創業計画の作成等について講義

があり、参加者からは具体的な質問があるなど、創業へ向けた実践的な計画を考えるよい機会となったようでした。今後とも、奨励金制度等を活用して夢の実現を後押ししてまいります。

次に、「無料職業紹介所」についてでございます。

働きたい方と地元事業者のマッチングを促進し、町内での雇用確保と若者の定住を図るため、平成30年12月から職業紹介・あっせん事業を実施しておりますが、今回、全年齢を対象とした従来の紹介所機能に加え、町民の生涯現役の活躍を目指して「ミドルシニア相談コーナー」を新設し、令和3年1月4日に庁舎正面玄関横にリニューアルオープンしました。今後は、機能アップした「基山町無料職業紹介所」として、若者からミドルシニアの活躍の場の掘り起こしや就労支援に取り組んでまいります。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月13日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。第17回目を迎えた今回は、基山町出身の世界的書家松田朴伝氏と「PICFA」とのコラボによる書芸パフォーマンスやカラオケ大会等の新たな取組を行い、多様な世代間交流の機会を創出しました。

また、町民会館大ホールでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、きやま創作劇の過去の作品上映会となり、「ホテル列車」と「こころつないで2015年バージョン」2作品の上映を行い、延べ100名の方に御来場いただきました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月10日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人から感謝の言葉や力強い抱負が述べられました。事前準備から当日の司会や運営についても新成人が自ら行い、211名の若者が仲間とともに成人としての一步を踏み出しました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

春の県体として、第61回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月19日に開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策により、通常3日間の日程を1日に短縮して開催されました。三養基郡チームは監督以下35名、うち基山町から17名の選手が選抜され、基山町から嬉野市までの11区間101.8キロメートルの距離で競われました。

三養基郡チームは、1、2区で3位とスタートダッシュに成功し、序盤のリードを粘り強く守り、第29回大会以来32年ぶりの5位でゴールすることができました。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所受付状況についてでございます。

保育所入所受付状況につきましては、2月末で基山保育園219人、たんぼぼ保育園144人、基山バディ認定こども園139人、小規模保育事業2か所36人となっています。待機児童については現在ございません。

放課後児童クラブの受付状況につきましては、2月末でひまわり教室236人、コスモス教室31人となっております。また、長期休業のみの申込みはひまわり教室39人、コスモス教室16人となっております。

次に、多文化共生事業についてでございます。

音楽を通して、町民と外国人の交流を深め、多文化共生の推進を図るため、2月21日に「基山町国際交流音楽祭」を開催しました。音楽祭には、町内で音楽活動をされている9組の方に御出演いただきました。また、スペシャルゲストとして基山町出身の全国で活躍されているミュージシャン松隈ケンタさん、山田稔明さんに御出席いただきました。会場には約160名の方が御来場いただくとともに、ライブ配信により御視聴いただきました。

次に、工事の発注、進捗状況についてでございます。

防災倉庫建設工事につきましては、令和2年12月18日から令和3年3月26日までの工期で、株式会社酒井工業所が1,958万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は90%でございます。

基山駅前周辺整備工事（道路美装化）につきましては、令和2年12月4日から令和3年3月19日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が2,211万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は90%でございます。

道工31補（（線））第11号白坂久保田2号線外舗装補修工事につきましては、令和3年1月21日から令和3年3月23日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,741万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は80%でございます。

公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）につきましては、令和2年12月14日から令和3年3月24日までの工期で、株式会社九電工鳥栖営業所が9,515万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は70%でございます。

基山総合公園多目的運動場観覧席整備工事につきましては、令和2年12月4日から令和3年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,155万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は90%でございます。

総合体育館武道場空調設備設置工事につきましては、令和3年1月21日から令和3年3月

26日までの工期で、株式会社山田電気設備が4,092万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は90%でございます。

町営球場改修工事（本部席外）につきましては、令和2年12月4日から令和3年3月23日までの工期で、株式会社堀田工務店が1,144万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は85%でございます。

令和2年災林地道施設災害復旧事業一の坂・河内線工事（2号箇所）につきましては、令和3年1月21日から令和3年3月31日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,070万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は20%でございます。

令和2年災林地道施設災害復旧事業岩坪線工事（2号箇所）につきましては、令和3年1月21日から令和3年3月31日までの工期で、前田土木有限会社が4,180万円で請け負い、施工しております。現在の出来高20%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

図書館の事業として、1月にはきやまラウンジ及び児童コーナーにおきまして、基山小学校の3年生が作成した壁新聞の展示を行い、多くの方に御覧いただきました。

また、1月5日に貸出し用図書3冊と雑誌付録などのおまけを入れた図書館お年玉福袋、1月8日にカレンダー抽せんのお年玉くじ引を行い、お楽しみいただきました。

今後とも利用者の安心・安全に配慮し、魅力ある町民から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

NPO法人ソレイユ・ヴェルプレット様より、1月6日にアルミサッカーゴール一般用2台寄附がありましたので受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

1月末現在で6万1,376件、11億1,021万7,000円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期に比較しますと、件数で2.2%の増、金額で11%増となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（品川義則君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、小学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、小学6年生を対象とした算数の放課後補充学習を9月16日から2月24日まで18回にわたって実施し、基山小学校45名、若基小学校32名が参加しました。小学3年生の放課後補充学習についても9月16日から2月24日までの18回実施し、基山小学校59名、若基小学校27名が参加しました。

学級担任と保護者との懇談会については、基山小学校が12月14日から18日までの5日間で個人懇談会を実施しました。若基小学校は12月18日に学級懇談会を実施しました。

また、若基小学校では開校30周年を迎える記念行事として「若フェス」を校内2会場で実施しました。校舎、体育館では講演会や各界で活躍されている卒業生からのメッセージビデオの放映を行い、グラウンドにおいては記念植樹や風船飛ばしを行いました。

来年度入学される児童の保護者を対象にした新入学説明会につきましては、若基小学校では1月15日、基山小学校では1月22日に開催し、入学準備や学校生活の概要だけでなく、町の教育施策や就学援助などの補助制度、小規模特認校制度などについての説明を行いました。

次に、中学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、中学校3年生の土曜日の補充学習を9月19日から1月23日まで11回実施し、32名が参加しました。また、中学1、2年生の放課後補充学習を6月15日から2月24日まで35回実施し、88名が参加しました。

土曜授業につきましては、2月6日に近隣の高校や地域の方々にも御協力いただき、キャリア教育の一環として、2年生向けに高校説明会、1年生向けに職業人講話を行いました。

教職員の研修関係につきましては、小中一貫教育の推進に向けた三校合同研修会を2月17日に全教職員がオンラインで参加し、今年度の小中一貫教育の取組の成果や課題について協議を行いました。

次に、文化財関係について御報告いたします。

きやま創作劇の舞台となった基山の歴史をパネルで紹介する特別展「創作劇からふりかえるきやまの文化遺産」を令和2年12月12日から令和3年1月31日まで町立図書館郷土資料コーナーで開催しました。

最後に、寄附の報告についてでございます。

基山町大字宮浦、吉田啓子様より2月1日に5万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～23 議案第1号～議案第5号、承認第1号、議案第6号～議案第13号、諮問第1号、諮問第2号、報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第1号から日程第11. 議案第5号まで、日程第12. 承認第1号、日程第13. 議案第6号から日程第20. 議案第13号まで、日程第21. 諮問第1号、日程第22. 諮問第2号、日程第23. 報告第1号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和3年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件4件、事務組合同規約変更案件1件、専決処分承認案件1件、予算案件8件、諮問案件2件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第1号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布により、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため、「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

次に、議案第2号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

国との人事交流を実施するに当たり、赴任に係る旅費を支給するため、「基山町職員の旅費に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第3号 基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正についてでございます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の公布により、部落差別をはじめとするあらゆる

差別の解消に関する相談体制の充実等を図っていくため、「基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、傷病手当金における新型コロナウイルス感染症の定義を変更する必要があるため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更についてでございます。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合の事務所が移転し、会館の名称を変更することに伴い、「佐賀県市町総合事務組合同規約」を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度基山町一般会計補正予算（第8号））でございます。

ふるさと応援寄附金の増加に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、令和3年2月10日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第6号から議案第9号までは、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第6号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）につきましては、今回、補正予算として8,019万9,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも106億1,007万7,000円になります。

また、今回、年度内に完了が見込めない事業について繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算のうち主なものについて申し上げます。

まず、災害復旧費でございます。農林施設及び公共土木施設並びに文教施設の災害復旧事業の確定による減額をお願いいたしております。補正額は6,472万3,000円の減額でございます。

次に、社会福祉費でございます。更生医療費及びサービス利用の増により、障害者自立支援医療費及び障害児通所給付費の増額をお願いしております。補正額は669万6,000円の増額でございます。

次に、保健衛生費でございます。高齢者及び子供のインフルエンザワクチン接種の増加に伴い、各種予防接種委託料の増額をお願いしております。補正額は426万3,000円の増額でございます。

さらに、道路橋梁費でございます。国の補正予算で採択を受けた事業費の増額をお願いするものです。町道白坂久保田2号線等の舗装補修費の増額をお願いしております。補正額は6,300万円の増額でございます。

以上、概要について申し上げましたけれども、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第7号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきましては、今回、補正予算として7,762万1,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも19億7,970万5,000円となります。なお、補正予算の内容は、療養給付費負担金等の確定による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第8号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として166万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億6,335万3,000円となります。なお、補正予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第9号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として3,620万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は7億9,014万1,000円となります。なお、補正予算の内容は、公共下水道工事等による増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第10号から議案第13号までは、令和3年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第10号が令和3年度基山町一般会計予算、議案第11号が令和3年度基山町国民健康保

険特別会計予算、議案第12号が令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号が令和3年度基山町下水道事業会計予算についてでございます。

各会計の歳入歳出予算につきましては、これから説明いたします令和3年度施政運営方針をもって提案理由の説明に代えさせていただきたいというふうに思います。

それでは、別とじになっております令和3年度基山町施政運営方針の資料をよろしく願います。

まず、説明に入ります前に、令和3年度、まだまだ新型コロナウイルスの関係がはっきりしない状況が続きます。加えて、思ったほどではないのですが、税収の減収が想定されております。これは思ったほどではないので、このあたりはまた議案審議の中とか一般質問の中で議論させていただければと思います。ただ、それがいつまで続くのか、令和3年度で終わるのか、令和4年、5年まで続くのかという見通しは、まだ今の段階では全く立ってなくて、むしろ厳しいのは令和4年度なのかもしれません。

こういう今までにないような環境が、基山町の中、もちろん基山町だけではなくて、ほかの自治体にも同じことが起こっているというふうに思います。幸いなことに、ここ4年間ぐらい、多くの懸案になっていたハード施設を完備いたしました。まだ残っているのが幾つかあります。それは重々分かっているところでございますが、そういうのがございますけれども、これから説明いたしますけれども、今年度はまずは1回、こういう状況なので一旦ちょっとゆっくり立ち止まって考えようじゃないかというふうなそういうことを、まずは思っています。もちろん考えるだけだと何の意味もないので、3つの柱ということを今回立てておるところでございます。

今回の説明は、このペーパーの1ページ目を中心に説明させていただきたいと思うのですが、1つ目の柱は、まず何といたってもこれは、6行目になると思いますが、この新型コロナがあって、しかも今年はワクチンの話がもう前面に出てまいりますので、町民の皆さんの健康というのが一番で、さらに、その健康に加えた安心安全というものが大事なのではないかというふうに考えております。

特に、高齢者、一人暮らしの高齢者、それからワクチン対策も含めて、4月に設置予定のプラチナ社会政策室を実は今日ぐらいから前倒しして、実質稼働は来週からですけれども、準備室みたいな形で、プラチナ室と言いながらもワクチンをメインでやっていくようなそういうことを、今、準備を進めておりますので、今週準備をして8日の週からはワクチンに全

力を注いで、町民の皆さんからの問合せに対応できるような体制をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

こういったワクチンであったり、この新型コロナウイルスによっていろいろ悪い話、いい話もあるのですけれども、悪い話がいろいろあるのですが、その中でいい話として、今、意外と注目されていないのが医療費が非常に落ちているということで、これが2つの考え方があって、本来かかるべき病院にかかってなくて、その結果として医療費が下がっているのではないかと。こういう意見を取れば、その反動が必ず近い未来に起こってきて、また重病化する医療者が非常に増えるというふうなそういう形になると。

もう一つは、やはり日頃の健康に皆さんが留意するようになったり、うがいとか手洗いをきっちりするようになったので病気が減っているみたいなそういう2つの意見があって、まだどちらがウェートの高いのかというのははっきりしませんけれども、1個だけ間違いなく悪い点だと言えるのは、特定健診の率がずっとうち、今、上がってきたんですけれども、今年度に関してはちょっと下がっちゃうということで、今までずっと上がってきていたのが、そういうのはやはり新型コロナの影響というはあるのではないかと思いますので、今後はこの新型コロナワクチンをチャンスと見たいというふうに思っています。

何がチャンスかという、例えば今、公民館等で通いの場とか、いろいろな高齢者の方々がまちに出てきていただけるようになっておりますが、まだまだ家から出られない方のほうが多いというそういうことでございます。ところが、ワクチン接種はそういう方々も表に出てこられるという、そういう我々にとってはそれはいいチャンスだというふうに考えております。

特に、集団接種の場合は、そこで待ち時間であったり、終わった後の待機時間、何もなかったというのを試す時間とかありますので、そういうときに高齢者の方々のいろいろな御意見も聞きたいなというふうに思っております、まさにプラチナの出番はそこにでもあるわけでございますので、そういった健康をまず前面に押し出していききたいというふうに思っております。

それからあと、健康以外にもやはり安心安全に関わること、今回、一般質問にもいろいろいただいておりますが、防災であって防犯であって交通安全、こういった安心安全というのにきっちり個別対策を練るみたいなそういうことを考えているところでございます。

特に、防災につきましては、昨年末から今年の初めにかけて、基山町の急傾斜地で非常に

危ないと思われるところ48件を回って全部チェックをして、それは県の専門の人と一緒に回って、その中でも特に注意したほうがいいかなというところを12件ぐらい絞り込んでおりますので、そういった方々には危ないところの報告書、通知書を出すとともに、今回令和3年度の予算の中で提案させていただいていますが、個別のそういう町のほうで危ないと指摘をしたところに対しての修繕等を個別の方がされる場合の補助金みたいなものを、今回提案させていただいておりますが、きちんとした形で本当に危ないところを特定して補助金を出していくみたいなことを、安心安全については、防災だけではなく、今後防犯であったり交通安全についても、そういう形できっちりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

もちろん健康につきましては、今、久留米大学といろいろ連携してやらせていただいておりますので、これをもっともっと充実させていただくというふうなそういうことを考えているのが1つ目の大きな柱でございます。

それから、2つ目は、とは言いながら、予算はもう抑え込んで何もやらないみたいな話でやっていくと、基山町の元気、せっかく今元気になっているというところでございますけれども、それがブレーキがかかるようなことはないように、オール基山で基山町をみんなでアピールしていく、町外、町内にみんなでアピールしていく。町内の活動を町内の人にもっと知ってもらい、町外の人にももっともっと知っていただくというふうなそういうことを考えております。

今年の1月に「ふるさとWish」というKBCの関係でPRしてきましたけれども、別にあれに限らず、もっともっといろいろマスコミの力もお借りしていきながら、基山町をもっともっと知らしめていくというふうなそういうことを考えております。もちろんそこには移住、定住の促進であったり子育て支援であったり、それから、基山町の場合はやはり歴史と文化、基肆城の関係、今回やっと整備が、2年半前のあの大災害の整備がやっと進みますので、そういったことも含めて基山町をアピールするような話をやっていくというのが2本目の柱でございます。

そして、ここまでは毎回大体同じような流れです。今年に限ったことではなく、今年のアピールポイントは3本目の柱でございます。さっき立ち止まって少し考えてみようというときに、立ち止まるだけだと全然全く意味がないので、今回新たに公共工事の室を今度立ち上げるようにしておりますので、ここを使って、優先順位であったりルールがまだ見えにくく

なっている、何でここを先なのかみたいなそういう話がある部分がございますので、その辺をもう一回、公共工事の総合管理計画の見直しはもちろんでございますが、それ以外にも道路の整備計画であったり、あと、個別の細々した交通安全対策とかそういったことについてもきちんと優先順位をつくるためのルールづけをやっていくというのが、今回の目玉になっているところでございます。

幸い、先日行われた人材登用の試験で立派な方が今度は室長として来ていただけるようになっておりますので、そういった方の知見も入れて新しい公共工事の考え方というものを前面に押し出していきたいなというふうに考えているところでございます。

そして、それを町民の皆さんに分かっていただくようなそういう感じのことが必要なのではないかなというふうに思っております。新しくできる公共工事の計画室には、そういう基山町のこれからが かかっているというふうに思っておりますので、これを3本目の柱として今回令和3年度施政運営方針の中に入れさせていただいているところでございます。

最後に、額的な話をさせていただきますと、今回当初予算の最初の出だしとしてはちょうど70億円ちょっとということで、去年が選挙があつて骨格予算だったのですけれども、それでも72億円を超えておりましたので、去年の骨格予算よりも少ない金額の当初予算のまず提案とさせていただきます。

今後、当然ながら新型コロナ対策であったりワクチン対策とかが補正予算で乗ってきますので、少しは増えると思いますが、多分今のところでいうと、最終仕上がりは平成28年度以来ということになると思います。平成29年度から最終仕上がりは79億円、80億円ぐらいになっているのですけれども、今回令和3年度は多分なつたとしてもその79億円以内に、できれば70億円以内（26ページで訂正）にということ今想定しながら、そして、税収の見込みを見ながら、そして、今後やらなきゃいけないハード事業をいつ頃やるかというのを、逆に立ち止まって考えるというそういう年度にさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

あとは、参考資料の中に、また後で9項目の新しい当初予算の提案説明書みたいなのがございますので、これを使ってまた議案審議の中でいろいろな御質問と、それからやり取りをさせていただくことによって、ぜひ執行部の考え方につきまして御理解いただきまして、今年度こういう方針でやっていって様子を見ていきながら、もちろん途中で何か流れが変わるようなこともあるかもしれませんので、その時には臨機応変にやっていく。

そして、これは大きな災害がないことを想定してつくっている計画でございますので、また夏場であったり秋場に大きな災害等があれば、それに対応するようなこともやっていかなきゃいけないと思っておりますので、そこらあたりは臨機応変にやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうなことでございます。

通常ですと中身の説明に入るのですけれども、これまでの経験から、この後の議案審議とか等々でもかなり細かくやっていきますので、今日の説明の段階としては今の全体説明のところで御容赦いただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上をもって、令和3年度の施政運営の方針的なお話を終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、引き続き山本頼子氏の人権擁護委員候補者の推薦について、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに井上正史氏の人権擁護委員候補者の推薦について、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

最後に、報告事項についてでございます。今回は1件でございます。

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わらせていただきたいというふうに思います。提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく御審議いただきまして、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時39分 休憩～

～午前11時14分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

休憩中に議員の発議により議会運営委員会を開催いたしまして、まずは、松田町長に令和3年度基山町施政運営方針について再度説明を求めます。そして、先ほどの発言中の訂正がありますので、それも併せてお願いをいたします。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和3年度基山町施政運営方針につきまして述べさせていただきます。

令和3年第1回定例町議会の開催に当たり、令和3年度施政運営方針を述べさせていただきます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策が最重要課題であり、ワクチン接種や予防対策に関することはもちろん、コロナ禍で厳しい状況に追い込まれている方々に対する支援等についても行ってまいります。加えて、一人暮らしの高齢者対策や防災、防犯、交通安全、健康増進にも努め、「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」に全力で取り組みます。

次に、これまで基山町が培ってきた移住・定住促進、子育て支援、地域資源を生かした誘客の推進、基山町の自然と歴史を守り生かす取組などを、このコロナ禍でも町内外に対して積極的に、かつ総合的に発信していくための「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」を行ってまいります。

さらに、3つ目として、厳しい財源の中、基山町をさらに良くするための公共工事の基本的な考え方、住民と行政の役割分担の見直し等を実施していきながら、公共工事の優先順位の見える化等を通じて、「公共工事の短中長期の計画等の検討」を行っていきたいと考えております。

まず、「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」については、町民の皆様方が安心して新型コロナワクチンの円滑な接種ができる体制を、地元医師会等との連携により確実なものとしします。この推進のためには、令和3年度から一人暮らしの高齢者対策として設置予定の「プラチナ社会政策室」を、ワクチン接種の推進室として位置づけ対応します。特に、高齢者への接種の対応が同室の活動の基礎になってくると考えています。

もちろん新型コロナウイルス感染症対策はワクチン接種だけにとどまらず、各分野でお困りのことを把握し、適切な支援対策を行ってまいります。加えて、久留米大学医学部等との連携により、基山町の健康対策の充実を図ってまいります。特に、一人暮らしの高齢者世帯対策

については、新設のプラチナ社会政策室において、ワクチン接種の取組と並行して様々な課題の把握から始めていきます。

次に、防災対策については、町全体で同じ対策を取るのではなく、地域や防災の種類によりメリ張りのある対策を講じていきます。交通安全や防犯についても、警察との連携を強化していきながら各種の抑止力に着目した取組を推進していきます。さらに、来たるべき高齢化社会に対応し、地域公共交通のさらなる充実を図っていきます。

次に、「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」については、移住・定住の促進、子育て支援の量及び質の両面からの推進、基山町の自然や歴史、地域資源を生かした体験型観光の推進など、これまでに行ってきた人口増への取組の集大成として、これまでの取組を再検証するとともに、町内はもとより町外に対してそれらの取組をアピールかつ印象づけできるようなプロモーション活動を行っていきます。

次に、「公共工事の短中長期の計画等の検討」については、財政的制約の中で基山町の社会的インフラを整備し続けていくために、公共施設等総合管理計画をはじめ、各種の計画等を適切かつ早期に策定し、各種のアクションの優先順位が見える化することが不可欠です。加えて、行政と住民の役割分担、行政と業者等の関係団体の役割分担を明確化するとともに、町民の皆さんに納得してもらえる各種の取組のルール化を進めていきます。さらに、ハード面だけではなく、基山町の環境対策についても環境基本計画の策定を目指して各種の催しやワークショップを開催してまいりたいと思っているところでございます。

数字につきましては、先ほど70億円以内を目指すという発言をしておりましたけれども、これは80億円以内、もう既に70億円を超えておりますし、今後新型コロナ及び新型コロナワクチン対策で増えることはもう間違いございませんので、80億円以内を目指すということで御訂正いただければというふうに思っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の基山町施政運営方針について述べさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、町長が述べられたことは、この前に説明された、付け加えてですか。すると、前段の分は取り消すということなのですか。

○議長（品川義則君）

付け加えてです。

○12番（松石信男君）

付け加えてですね。はい、分かりました。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第1号、議案第2号、議案第3号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第1号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の公布により、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため制定するものでございます。

基山町監査委員条例及び基山町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、地方自治法の引用条文の条番号を、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるもので、いわゆる条ずれを改めるものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

議案第1号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第2号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、国との人事交流を実施するに当たり、赴任にかかる旅費などを支給するため、基山町職員の旅費に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、条例の新旧対照表にて御説明をさせていただきます。議案資料2ページをお願いいたします。

第2条 用語の定義に「赴任」を追加し、赴任とは、新たに採用された職員のうち、本町の要請により国家公務員から引き続いて職員となった者がその採用に伴う移転のため住所もしくは居所から在勤公署に旅行することをいうこととしております。

第3条 旅費の支給では、これまでの「出張」に加えまして、「赴任」においても支給することとしております。

第6条の旅費の種類では、これまでの旅費の種類に「移転料、着後手当、扶養親族移転料」を追加させていただいております。

第19条では、新たに移転料について定め、赴任に伴う住所または居所の移転、いわゆる引っ越し費用について、5ページの別表第2に基づいて支給することとしております。後段のただし書きでは、別表第2に規定した額によりがたい場合は、移転にかかる実費の範囲内で町長が認める額を支給することとしております。

同条第1項では家族と赴任した場合、第2項では単身で赴任した場合、第3項では赴任後1年以内に家族が移転した場合について規定をさせていただいております。

第20条 着後手当では、日当及び宿泊料の定額5日分を手当てとして支給するものとしております。

第21条 扶養親族移転料では、赴任に伴う扶養親族の移転について、扶養親族1人ごとに年齢に応じて支給するものとしています。

第22条 退職者などの旅費では、赴任した職員が赴任期間中、途中で退職した場合の旅費の支給を新たに追加をしております。

第23条 遺族の旅費では、第1項第2号に新たに、職員が赴任中に死亡した場合に遺族への旅費を支給することについて規定をしております。

施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

議案第2号の詳細説明は以上でございます。

引き続き、議案第3号 基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律の公布により、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する相談体制の充実を図っていくために条例を改正するものでございます。

内容につきましては、条例の新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

議案資料6ページをお願いいたします。

第1条 目的では、「享有」につきましては法律に合わせた字句に修正をさせていただ

ております。また、「あらゆる差別」の前に「部落差別をはじめとする」を追加をさせていただきました。

第5条では新たに相談体制についての努力規定を、第6条では「啓発」に「教育」を追加させていただきます。

施行日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

議案第1号から議案第3号につきましての詳細説明は以上でございます。御審議いただき御可決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第4号 基山町国民健康保険条例の一部改正について、詳細説明をいたします。

議案書6ページ、議案資料の9ページをお願いいたします。議案資料を中心に説明をいたします。

この条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことを受けまして、傷病手当金支給に関して規定している第5条の2第1項の一部の改正を行うものです。なお、今回の条例改正に伴いまして、傷病手当金の支給要件や支給金額、適用期間に変更はございません。

法律の改正概要としては、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症と位置づけられたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定の改正がなされております。

条例の改正内容といたしまして、改正前は、新型コロナウイルス感染症について、改正前の下線の部分ですけれども、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」と引用しておりましたが、法律改正により規定が削除されましたので、法律に規定されていた定義で新型コロナウイルス感染症のことを、改正後の下線の部分ですけれども、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の感染症」として、そのまま規定することといたしました。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第5号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合の事務所が移転し、当組合が共同する事務として、設置、管理及び運営する会館の名称を変更するため、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案資料10ページの佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

第3条第10号の会館の名称を「自治会館」から「佐賀県市町会館」に改めます。

次に、第4条 事務所の位置を「佐賀市城内1丁目5番14号」から「佐賀市堀川町1番1号」に改めます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただき御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第1号、議案第6号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度基山町一般会計補正予算（第8号））について説明をさせていただきます。

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、専決理由といたしましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、2月10日付で専決処分を行っており、その承認をお願いするもので

ございます。

11ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに規定の予算総額に2億円を追加し、総額をそれぞれ106億9,027万6,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款 寄附金に2億円を増額しております。

13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に同じく2億円を増額しております。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入、17款1項 寄附金、3目1節 総務費寄附金に、これまでの実績を勘案し、年度末までの見込みを行いまして、ふるさと応援寄附金2億円の増額をしております。

4ページをお願いいたします。

歳出、2款 総務費、1項 総務管理費、13目 ふるさと応援寄附基金費でございます。8節 報償費に返礼品等8,400万円の増額、13節 委託料にサイト利用などに伴う委託料2,449万2,000円の増額、25節 積立金に8,912万9,000円の増額などをし、歳入と同額の2億円の事業費を計上いたしております。

ふるさと応援寄附基金費の内訳につきましては、議案資料の13ページに掲載をいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第6号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ8,019万9,000円を減額し、予算総額を106億1,007万7,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、15款. 県支出金を1,947万7,000円、16款. 財産収入を858万7,000円増額し、18款. 繰入金に7,362万円、21款. 町債に2,470万5,000円の減額をお願いしております。

16ページと17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、8款. 土木費を4,186万7,000円増額し、2款. 総務費に1,000万円、3款. 民生費に1,789万3,000円、4款. 衛生費に1,054万7,000円、10款. 教育費に1,469万円、11款. 災害復旧費に6,472万3,000円の減額をお願いしております。また、予備費を20万5,000円増額することで調整を図らせていただいております。

18ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

年度内に事業完了が見込めないものについて、8件、4億8,258万円の設定をお願いしております。額の大きなものを申し上げます。

3段目の8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、三国・丸林線道路改良事業及び白坂久保田2号線等舗装補修事業に係る社会資本整備総合交付金事業で2億2,288万円。その3つ下の3項. 都市計画費、総合体育館の長寿命化工事に係る社会資本整備総合交付金事業で1億5,550万円。また、その下の11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、林道岩坪線及び一の坂河内線に係る災害復旧事業で6,116万円。その下の2項. 公共土木施設災害復旧費、町道長葉山線及び菖蒲坂線に係る災害復旧事業で1,823万7,000円などの設定をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

まず、追加分です。国の補正予算での採択を受け、町道桜町・伊勢山線及び白坂久保田2号線の舗装補修を行うものとして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業3,000万円の追加をお願いしております。

次に、水路の土砂浚渫に係るものとして、緊急浚渫推進事業480万円の追加をお願いしております。

次の減収補填債につきましては、地方消費税交付金、地方揮発油譲与税及び町たばこ税の減収分を補填するためのものとして2,069万5,000円の追加をお願いしております。

次に、変更分でございます。

公営住宅建設事業では、町営本桜団地外壁改修に係る事業費の減に伴い480万円の減額をお願いしております。

次の防災基盤整備事業は、防災行政無線の更新及び消火栓の改良に係るもので、実績により240万円の減額をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

公共土木施設等災害復旧事業（補助）につきましては、災害査定による町道及び公園に係る復旧事業費の減に伴い、1,150万円の減額をお願いしております。

農林施設災害復旧事業（補助）につきましては、災害査定による林道に係る復旧事業費の減及び補助率のかさ上げに伴い、4,310万円の減額をお願いしております。

次に、公立学校施設災害復旧事業（補助）につきましても、若基小学校防球ネット及び中学校プール管理棟に係る補助対象事業費の減に伴い、10万円の減額をお願いしております。

公共土木施設等災害復旧事業（単独）につきましては、起債対象事業費の減に伴い、1,950万円の減額をお願いしております。

農林施設災害復旧事業（単独）につきましては、起債対象事業費の増に伴い、130万円の増額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

最後に廃止分でございますけれども、上水道一般会計出資事業につきましては、出資額が10万円未満となりましたので、廃止をお願いしております。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款．町税、4項1目．町たばこ税、1節．現年課税分に、販売本数の元を見込み359万8,000円の減額をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

12款．分担金及び負担金、2項．負担金、1目．民生費負担金、2節．児童福祉費負担金に、放課後児童健全育成事業負担金190万7,000円の減額をお願いしております。新型コロナウイルス感染症に伴う利用の減少などによるものでございます。

次に、2目．衛生費負担金、1節．保健衛生費負担金に、集団検診の受診者数の減により、保健事業負担金185万2,000円の減額をお願いしております。

6 ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金では、それぞれの事業の実績や決算見込みによる減額または増額をお願いしております。

1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金、1 節. 児童福祉費負担金に、預かり保育事業等の利用見込みの減により、子育てのための施設等利用給付交付金187万2,000円の減額をお願いしております。

2 節. 社会福祉費負担金に、利用増に伴い障害者自立支援医療費負担金、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金にそれぞれ133万7,000円、201万円の増額をお願いしております。

3 目. 災害復旧費国庫負担金、2 節. 公共土木施設災害復旧費負担金及び3 節. 公立学校施設災害復旧費負担金に、対象事業費の減に伴いそれぞれ2,275万9,000円、181万5,000円の減額をお願いしております。

7 ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金、1 目. 民生費国庫補助金、2 節. 児童福祉費補助金に、放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症対応に伴う特例措置分の増などにより、子ども・子育て支援交付金254万4,000円の増額をお願いしております。

次に、3 目. 土木費国庫補助金、1 節. 道路橋梁費補助金に、町道桜町・伊勢山線及び白坂久保田2号線の舗装補修に係るものとして、社会資本整備総合交付金3,000万円の増額をお願いしております。国の補正予算での採択を受けたものでございます。

2 節. 都市計画費補助金及び4 節. 住宅費補助金では、事業費の減に伴い社会資本整備総合交付金についてそれぞれ715万9,000円、647万2,000円の減額をお願いしております。

次に、4 目. 教育費国庫補助金、1 節. 小学校費補助金及び2 節. 中学校費補助金では、感染症対策の消耗品、備品の購入及びタブレット端末用教材使用料に係る学校保健特別対策事業費補助金にそれぞれ134万5,000円、66万6,000円の増額をお願いしております。

次に、4 節. 文化財保護費補助金に、基肄城跡災害復旧事業及び町内遺跡発掘調査事業に係る国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金134万8,000円の減額をお願いしております。事業費の減に伴うものでございます。

次に、8 目. 総務費国庫補助金、1 節. 総務費補助金では、交付額見込みの減により、個人番号カード交付事業費補助金に215万4,000円の減額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

15款. 県支出金におきましても、それぞれの事業の実績や決算見込みによる減額または増額をお願いしております。

1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、2節. 社会福祉費負担金に、国庫支出金と同様に利用増に伴い、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金に100万5,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金に、保育対策総合支援事業補助金245万5,000円の減額をお願いしております。保育補助者雇い上げ強化事業等の事業費の減に伴うものでございます。また、ソフトウェア使用料等の減により、幼児教育無償化事業費補助金114万7,000円の減額をお願いしております。

次に、認可外保育施設保育対策総合支援事業費補助金106万9,000円の追加をお願いしております。これは新型コロナウイルス感染症予防のための認可外保育施設の環境整備に係るものでございます。

次に、4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金に、農業委員会交付金等300万6,000円の増額をお願いしております。成果実績分として農地利用最適化交付金の交付決定を受けたものでございます。

10ページをお願いいたします。

8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金では、補助率の決定に伴い、林道施設現年発生災害復旧費補助金に2,230万6,000円の増額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

16款. 財産収入、2項. 財産売払収入、1目. 不動産売払収入、1節. 土地売払収入に、町有地の売却により859万円の増額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金に、企業版ふるさと納税寄附金125万円の増額をお願いしております。議案資料の17ページに内訳を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目1節. 公共施設整備基金繰入金を5,900万円、10

目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金を1,467万円、それぞれ減額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金繰入金の充当事業一覧を議案資料の16ページに掲載をいたしておりますので、こちらも後もってお目通しをお願いいたします。

17ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に、交付決定により市町村振興宝くじ収益金交付金35万2,000円の増額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正予算におきましては、多くの項目は不用額見込みによる減額でございます。それ以外で主なものについて説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、8目. 財政調整基金費では、25節に財政調整基金積立金859万円の増額をお願いしております。土地売払収入分を積み立てるものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、6目. 障害者福祉費、20節. 扶助費に障害者自立支援医療費、障害児通所給付費にそれぞれ267万5,000円、402万1,000円の増額をお願いしております。利用の増加見込みによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、5目. 保育対策費、19節. 負担金補助及び交付金に、認可外保育施設保育対策総合支援事業費補助金106万9,000円の追加をお願いしております。新型コロナウイルス感染症予防のための認可外保育施設の環境整備に係るものでございます。

31ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、3節. 職員手当等に時間外勤務手当137万3,000円の増額をお願いしております。主に新型コロナウイルスワクチン接種の準備に係るものでございます。

2目. 予防費、13節. 委託料では、高齢者及び子供のインフルエンザワクチン接種の増に伴い、各種予防接種委託料426万3,000円の増額をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費、1節. 報酬に、農業委員会委員等報酬300万2,000円の増額をお願いしております。成果実績としての農地利用最適化交付金相当分になります。

39ページをお願いします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、2目. 道路新設改良費では、国の補正予算の採択を受けた事業費の追加及び三国・丸林線道路改良事業の予算組換えをお願いしております。

13節. 委託料に路面性状調査業務委託料180万円、15節. 工事請負費に町道舗装補修工事6,120万円の追加をお願いしております。これが国の補正予算に係るものでございます。

次に、三国・丸林線道路改良事業においては、15節. 工事請負費に4,523万1,000円の減額、17節. 公有財産購入費に459万1,000円の減額、22節. 補償補填及び賠償金で、物件等移転補償費を4,335万4,000円の減額をし、19節. 負担金補助及び交付金にJRへの踏切道改良事業負担金9,317万6,000円を増額する組換えをお願いしております。

40ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、3目. 公園費でも予算の組換えをお願いしております。

13節. 委託料で実施設計・監理業務委託料を1,508万6,000円減額し、15節. 工事請負費に同額の1,508万6,000円の増額をお願いしております。

44ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費及び2目. 若基小学校管理費では、学校保健特別対策事業費として感染症対策の消耗品費、タブレット端末用教材使用料及び備品購入費を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でも、小学校と同様に感染症対策の学校保健特別対策事業費を計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、2目. 林業施設災害復旧費、15節. 工事請負費では、災害査定に伴う事業費の減により、林道施設災害復旧工事1,771万5,000円の減額をお願いしております。

51ページをお願いいたします。

2項1目. 公共土木施設災害復旧費、15節. 工事請負費では、災害査定に伴う事業費の減により、公共土木施設災害復旧工事3,286万1,000円の減額をお願いしております。

54ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、20万5,000円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で、令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第7号、議案第8号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案第7号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,762万1,000円の減額をお願いし、総額を19億7,970万5,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目1節. 普通交付金は8,542万円の減額をお願いいたします。令和2年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

同じく2節. 県繰入金（2号分）931万9,000円を増額をお願いしております。令和2年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

7款1項1目1節. 一般会計繰入金、職員給与費等繰入金143万1,000円の減額をお願いしております。令和2年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。県繰入金（2号分）の増によりまして、一般会計繰入れの減額をお願いしているものでございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

2款1項1目. 一般被保険者療養給付費負担金6,691万4,000円の減額、同じく2款1項3目. 一般被保険者療養費負担金204万9,000円の減額をお願いしております。今年度の療養給付費及び療養費の減額見込みによる補正でございます。

9ページをお願いいたします。

2款2項1目. 一般被保険者高額療養費補助金1,219万9,000円の減額でございます。今年度の高額療養費の減額見込みによる補正をお願いしているものでございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項1目13節. 健康管理等システム保守点検委託料22万3,000円の減額をお願いしております。こちらは委託料の額の確定によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

9款3項1目28節. 一般会計繰出金42万円の増額をお願いしております。こちらは交付金のうち税収向上対策に対する分につきまして一般会計への繰出しを行うものでございます。

最後に、16ページをお願いいたします。

予備費を324万6,000円増額をお願いしております。こちらで財源調整を行っておるものでございます。

詳細説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第8号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ166万7,000円の減額をお願いし、総額を2億6,335万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目. 一般会計繰入金、1節. 事務費繰入金89万6,000円の減額をお願いしております。こちらは佐賀県後期高齢者医療広域連合に支払う負担金の減額によるものでございます。

同じく2節. 保険基盤安定繰入金77万1,000円の減額をお願いしております。こちらは令

和2年度の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

2款1項1目19節、後期高齢者医療広域連合事務費納付金89万6,000円の減額、同じく保険料等納付金につきましては、保険基盤安定繰入金分として77万1,000円の減額をお願いしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第9号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案第9号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画兼事項別明細書により説明をいたします。

議案書28ページをお願いいたします。

第2条 令和2年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。

内容では、工事請負費を5,536万7,000円の増額補正し、補正後予算では1億7,172万円といたします。流域下水道事業負担金では、1,305万8,000円の減額補正をし、補正後予算7,086万円といたします。

第3条 令和2年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第2項、営業外収益365万円の減額をお願いし、計では2億2,497万4,000円といたします。

第3項、特別利益1,468万7,000円の増額をお願いし、計では1,469万7,000円といたします。

収益的支出では、第1款第1項、営業費用576万8,000円の減額をお願いし、計では3億6,030万3,000円といたします。

下水道事業収益では補正後4億4,369万1,000円となります。

下水道事業費用、支出では、補正後3億9,651万3,000円といたします。

第4条 令和2年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「1億1,366万1,000

円」を「1億3,110万円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をいたします。

資本的収入では、第1款. 資本的収入、第1項. 企業債1,300万円増額をお願いし、計では1億2,250万円といたします。

第2項. 補助金2,330万3,000円増額をお願いし、計では3,880万3,000円といたします。

議案書29ページをお願いいたします。

第3項. 負担金127万1,000円の増額をお願いし、計では4,959万5,000円といたします。

第4項. 基金繰入金1,299万1,000円の減額をお願いし、計では5,168万4,000円といたします。

第1款. 資本的収入では合わせて2億6,258万2,000円といたします。

資本的支出では、第1項. 建設改良費4,196万8,000円の増額をお願いし、建設改良費の計では2億8,208万7,000円といたします。

第5条 令和2年度基山町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を改めます。限度額1,300万円の増額補正をお願いし、計では1億2,250万円といたします。

補正の詳細内容につきましては、令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画兼事項別明細書により主なものを説明いたします。

それでは、実施計画兼事項別明細書1ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

1款. 下水道事業収益、第2項3目. 国庫補助金を50万円の増額補正をいたします。これはテレビカメラ調査に対する補助金でございます。

2ページをお願いいたします。

第2項6目. 消費税及び地方消費税還付金415万円の減額補正をいたします。これは事業確定見込みによります消費税還付金の減額となります。

第3項1目. 過年度損益修正益1,468万7,000円の増額補正をいたします。これは精算に伴い生じた宝満川上流流域下水道維持管理費剰余金返還金です。

4ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、4目. 総係費、負担金576万8,000円を減額いたします。これは宝満川流域下水道編入負担金の年度間調整によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1 款. 資本的収入、1 項. 企業債、1 目. 建設改良企業債を1,300万円の増額補正をいたします。これは国の補正に伴い計上いたしました箱町外污水管整備に係るものでございます。

2 項. 補助金、1 目. 国庫補助金2,330万3,000円の増額補正をお願いしております。これは国の補正により計上しています箱町外污水管整備に係るものでございます。

3 項. 負担金、1 目. 受益者負担金127万1,000円の増額補正をいたします。これは住宅地造成に伴います受益者負担金になっております。工事の位置につきましては、資料補正予算関係の24ページにお示しをしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第1 款. 資本的収入、4 項. 基金繰入額、1 目. 基金繰入額を1,299万1,000円の減額補正をお願いし、収支の調整をいたしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、工事請負費5,536万7,000円を増額補正いたします。これはマンション建設に伴います箱町地区の污水管整備に係る工事費用でございます。

2 目. 流域下水道整備費、負担金を1,305万8,000円の減額をいたします。これは宝満川流域下水道事業負担金の事業確定見込みによります減額でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を3,620万円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額7億9,014万1,000円とするものでございます。

以上で、基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、報告第1号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

それでは、議案書52ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

報告第1号資料により御説明させていただきます。

報告事項は令和3年度の事業計画、会計予算、資金計画の3点となっております。

資料1ページをお開きください。

令和3年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定はございませんでしたので、それぞれゼロとなっております。

次に、2ページでございます。

令和3年度基山町土地開発公社会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の2,000円は事業外収益の受取利息と雑収益となっております。また、支出の7万3,300円は販売費及び一般管理費でございます。

次に、3ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

令和3年度事業を現在のところ予定しておりませんので、収入、支出ともにゼロ円となっております。

次の4ページから6ページは、ただいま御説明いたしました会計予算の説明書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開きください。

令和3年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしまして、事業外収益の2,000円となっております。

また、費用の部といたしましては、販売費及び一般管理費7万3,300円は人件費及び経費でございます。

収益合計から費用合計を差し引いた当期損失が7万1,300円となっております。

次に、8ページでございます。

令和4年3月31日現在における令和3年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、預金が104万1,269円、定期預金は4,150万円であります。公有用地については、現在、公社保有の土地はございませんのでゼロ円となっております。

流動資産に固定資産を加えた資産合計は4,254万1,270円となっております。

次に、負債及び資本の部といたしまして、流動負債、固定負債はともにゼロ円となります。

基本金150万円に準備金4,104万1,270円を加えた負債及び資本合計は4,254万1,270円となっております。

次に、9ページでございます。

令和3年度基山町土地開発公社資金計画についてでございます。

令和3年度の予定額としましては、受入資金4,261万4,569円、支払資金は7万3,300円で、差引きは4,254万1,269円でございます。

次に、10ページでございます。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス7万1,300円となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和4年3月31日において、現金及び現金同等物期末残高は4,254万1,269円となっております。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第24 予算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第24. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

委員会条例第4条の規定により、令和3年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもちまして散会します。

～午後0時14分 散会～